

米空軍嘉手納基地所属F15戦闘機の墜落事故に対する意見書

去る5月28日午前8時43分ごろ、米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機が国頭村安田の東南約59キロ沖合の海上に墜落する事故が発生した。

墜落現場近くの海域はソデイカやマグロの漁場となっており、一步間違えば漁業者を巻き込むなど大惨事となりかねないもので、漁業関係者に不安を与えた。

さらに米軍は今回の墜落の原因が明らかにされないまま、事故から2日後にはF15戦闘機の飛行を再開しており、安全管理のあり方に疑問を持たざるを得ない。

F15戦闘機については、過去にもたびたび墜落事故が発生しており、今回の事故の完全なる原因の究明と安全確保ができない状況下での飛行及び訓練の再開は到底容認できるものではない。

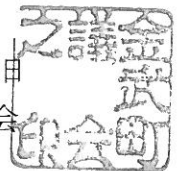
本町の上空は、嘉手納基地を離発着する軍用機が飛行している。昭和53年5月にはキャンプ・ハンセンにF4戦闘機が墜落する事故が発生しており、万が一民間地域に墜落する事故となれば住民を巻き込む大惨事となる。

よって、金武町議会は住民の生命、財産及び安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現されるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 事故原因の徹底究明とその結果を速やかに明らかにすること。
- 2 事故原因の究明と再発防止策が講じられるまでの間、F15戦闘機の飛行を中止すること。

平成25年6月24日
沖縄県金武町議会



可決

平成25年6月24日
金武町議会議長 仲里全孝



宛先

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長

米空軍嘉手納基地所属F15戦闘機の墜落事故に対する抗議決議

去る5月28日午前8時43分ごろ、米空軍嘉手納基地所属のF15戦闘機が国頭村安田の東南約59キロ沖合の海上に墜落する事故が発生した。

墜落現場近くの海域はソデイカやマグロの漁場となっており、一步間違えば漁業者を巻き込むなど大惨事となりかねないもので、漁業関係者に不安を与えた。

さらに米軍は今回の墜落の原因が明らかにされないまま、事故から2日後にはF15戦闘機の飛行を再開しており、安全管理のあり方に疑問を持たざるを得ない。

F15戦闘機については、過去にもたびたび墜落事故が発生しており、今回の事故の完全なる原因の究明と安全確保ができない状況下での飛行及び訓練の再開は到底容認できるものではない。

本町の上空は、嘉手納基地を離発着する軍用機が飛行している。昭和53年5月にはキャンプ・ハンセンにF4戦闘機が墜落する事故が発生しており、万が一民間地域に墜落する事故となれば住民を巻き込む大惨事となる。

よって、金武町議会は住民の生命、財産及び安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現されるよう強く要求する。

以上、決議する。

記

- 1 事故原因の徹底究明とその結果を速やかに明らかにすること。
- 2 事故原因の究明と再発防止策が講じられるまでの間、F15戦闘機の飛行を中止すること。

平成25年6月24日
沖縄県金武町議会



可決

平成25年6月24日
金武町議会議長 仲里全孝



宛先
駐日米国大使
在日米軍司令官
在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官
嘉手納基地第18航空団司令官